

京都府議会図書館閲覧貸出要綱

改正 { (昭和50年4月1日)
平成元年5月12日
平成4年8月1日
平成11年8月1日 }

(利用範囲)

第1 図書(以下資料等を含む)の閲覧及び貸出しは、議員、議会関係職員を主とし、事務に支障のない限り一般に利用させることができる。

ただし、議会の会期中その他特別の事情のある場合は期間を定めて、館の利用を制限することができる。

(利用時間)

第2 図書館の利用は午前9時から午後5時までとする。

ただし、昼の休憩時間中の貸出しは行わない。

(閲覧の心得)

第3 図書を閲覧しようとするときは、所定の場所で閲覧しなければならない。

2 閲覧場所は議員閲覧席、一般閲覧席及び新聞雑誌閲覧席とし、それぞれの指定の場所で、他人に迷惑のかからないようにしなければならない。

3 前項の趣旨に反した行為、又は館の利用上不穏当な行為をした者には利用を禁止するものとする。

4 閲覧を終えた図書は元の位置に配架するものとする。

(貸出し手続)

第4 図書の貸出しをうけようとするときは、別記「図書・資料貸出票」に所要事項を記入し、図書とともに係員に申し出なければならない。

貸出しを受けた図書を返却する場合は、係員に申し出て「図書・

資料貸出票」に返却の確認を受けなければならない。

(貸出し冊数及び期間)

第5 貸出し冊数は1人3冊以内とし、期間は7日以内とする。

なお、貸出し期間中であっても返却を求められた場合は、直ちに返却しなければならない。

(貸出し制限)

第6 次の各号に掲げる図書は、特にやむを得ない事情があると館長が認めた場合のほか貸出すことはできない。

- 1 貴重図書(館の指定するもの)
- 2 辞・事典、目録等参考図書
- 3 官報、公報及び新聞
- 4 その他貸出すことが不相当と館長が認めるもの

(転貸の禁止)

第7 貸出しをうけた図書は、これを他人に転貸することはできない。

(弁償)

第8 閲覧、貸出しをうけた図書を紛失又は著しく損傷したときは、そのものと同一のものを弁償するものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、館の運営について必要な事項は事務局長が別に定める。

(別記様式省略)